保険·年余

ドイツの責任準備金評価用最高 予定利率が 2022 年から 0.25%に

-BMF(財務省)の決定内容と関係団体の反応-

取締役 保険研究部 研究理事

中村 亮一

E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp TEL: (03)3512-1777

1-はじめに

ドイツの責任準備金評価用の最高予定利率(Höchstrechnungszinses: HRZ)を巡る動向について は、これまで何回かの保険年金フォーカスで報告してきたが、直近では、保険年金フォーカス「ドイ ツの責任準備金評価用最高予定利率を巡る最近の動き-DAV (ドイツ・アクチュアリー会) が 0.9% <u>から 0.25%への引き下げを推奨ー</u>」(2021.2.12) において、DAV が 0.90%から 0.25%への引き下げ を推奨していることを報告した。

こうした動きを受けて、BMF(ドイツ連邦財務省)は、2022年1月1日から保険や年金の責任準 備金評価に対する最高予定利率を 0.9%から 0.25%に引き下げることを決定して、3 月 25 日に、これ に伴う法令の改正草案を公開した。さらに、これに対する関係団体からの意見を踏まえて、4月27日 に法令改正を公表した1。

今回のレポートでは、この BMF の決定内容、及びこれを受けての関係団体の反応等、ドイツの責 任準備金評価用の最高予定利率を巡る最近の動きについて、報告する。

2―青任準備金評価用最高予定利率設定ルール等の現状

1 責任準備金評価用最高予定利率

責任準備金評価用の最高予定利率については、これまでは通常の生命保険契約に対しては「(ECB によって公表される欧州の AAA 格付けの) 10 年国債利回りの過去の平均の 60% | 等をベースとして 決定されてきていた。ただし、米国の標準責任準備金法が定める最高予定利率の場合には、利率設定 ルールが明確に定められており、基本的に自動的に利率水準が決定されるが、ドイツの場合、自動的 に利率水準が決定されるわけではない。

ドイツの保険監督官庁である BaFin は専門家団体である DAV の推奨等も参考にしながら、改定の

¹ https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Gesetzestexte/Gesetze Gesetzesvorhaben/Abteilungen/Abteilu ng VII/19 Legislaturperiode/2021-04-27-fuenfte-VO-VAG/0-Verordnung.html

必要性の有無や改定する場合の水準等について、独自の評価を行い、最終的には BMF (連邦財務省) が決定し、改定する場合には責任準備金命令の改正を行っている。

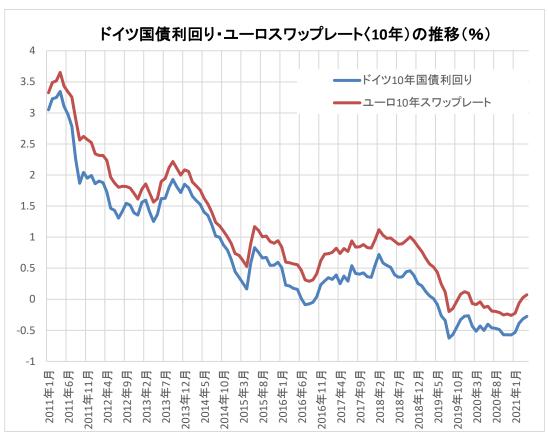
この意味で、その時々の監督当局の意図や判断等がより反映される形で水準が決定されている。改 定目については、保険会社の事情等も考慮して、最近は毎年1月1日からになっているが、これもル ールとして決まっているわけではない。

2 | 責任準備金評価用最高予定利率の意味合い

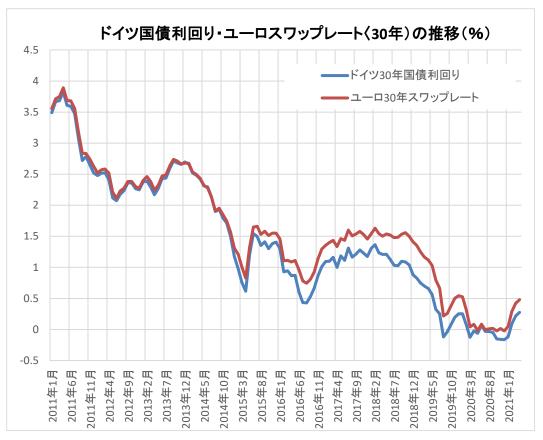
この責任準備金評価用最高予定利率は、追加責任準備金である ZZR とは異なり、その変更は既契約 に対して適用はされず、あくまでも (日本における標準利率と同様に) 変更後の新契約から適用され ていくことになる。全ての保険会社は、この最高予定利率という規制要件の枠内で、各社の評価利率 等を個別に決定していくことになる。

3 | 直近の金利の状況

直近の「ドイツ国債の利回り」や「ユーロスワップレート」の推移は、以下の図表の通りとなって いる。2019年以降、10年の国債利回りやユーロスワップレートはマイナス領域で推移する等、超低 金環境が継続する中で、ドイツの保険監督当局にとって、現行の最高予定利率水準の見直しは喫緊の 課題となっていた。



(出典) Bloomberg のデータに基づく。



(出典) Bloomberg のデータに基づく。

3一今回の BMF(連邦財務省)の決定による法令改正内容

今回、BMF(連邦財務省)の決定による法令改正の内容については、基本的には「最高予定利率の 0.9%から 0.25%への引き下げ」であるが、これは大きく保険と年金基金の 2 つの監督規制に関係して いる。

1|「責任準備金命令(DeckRV)」における最高予定利率に関する規定改正

「責任準備金命令(DeckRV)」における最高予定利率に関する規定を、以下のように改正している。

(参考1)「責任準備金命令(DeckRV)」における最高予定利率に関する規定

§ 2. 最高利率

(1)ユーロ又は欧州経済通貨統合に加盟している加盟国の自国通貨建ての利息保証付きの保険契約の 場合、責任準備金を計算するための最高利率は0.25%に設定されている。他の通貨建ての契約の場 合、連邦金融監督庁は、この条例の規定を考慮して、その正当な裁量で最高利率を設定する。

これにより、過去からの最高予定利率水準の推移は、以下の通りとなることになる。

(参考) 最高予定利率の推移 (ユーロ建契約の場合)

契約時期	最高予定利率
~1986	3.00%
1987~1994/7/28	3.50%
1994/7/29 ~2000/6/30	4.00%
2000/7/1 ~2003/12/31	3.25%
2004/1/1 ~2006/12/31	2.75%
2007/1/1 ~2011/12/31	2.25%
2012/1/1 ~2014/12/31	1.75%
2015/1/1 ~2016/12/31	1.25%
2017/1/1 ~2021/12/31	0.90%
$2022/1/1 \sim$	0.25%

2 | 「年金基金監督条例 (PFAV)」における最高予定利率に関する規定改正

「年金基金監督条例(PFAV)」における最高予定利率に関する規定を、以下のように改正している。

(参考2)「年金基金監督条例(PFAV)」における最高予定利率に関する規定

§ 2. 最高利率

(1) 年金基金が拠出金又は業績関連年金制度の枠内で保険のような保証を引き受ける限り、責任準備 金は第23条(1)に従って作成される。割引率は、債務をカバーする資産の構成とそれらの価値の 変動の可能性を考慮して慎重に設定する必要がある。ユーロで行われる契約の場合、最大 0.25%と なる。他の通貨建ての契約の場合、連邦金融監督庁は、現在適用可能なバージョンの 2016年4月 18日の責任準備金条例(連邦法ガゼット Ip。767)の規定を考慮して、その裁量で、最高利率を設 定する。

4―関係団体の意見や反応等

BMF(財務省)が3月に公開した法令改正の草案に対する関係団体の意見のいくつかは、以下の通りとな っていた。

1 | GDV(ドイツ保険協会)

ドイツの保険会社の業界団体である GDV は、最高利率の引き下げ自体については理解を示しているが、 一方で、最高利率の一方的な引き下げだけでは、実質的に年金開始時に100%の拠出保証付き年金保険を 提供することができなくなることから、この保証水準を 80%に引き下げるべき、と提案している。また、短期的 に最低保証要件の引き下げが実施されない場合には、最高利率の引き下げ自体を延期する必要がある、と 述べている。

意見の要約は、以下の通りとなっている。

2021年3月31日

保険監督法に基づく規則を改正する第5次規則の連邦財務省による報告書草案に関するドイツ保険協会の 意見

要約

最高利率が 0.9%から 0.25%に引き下げられたのは、リスクの低い投資に対するリターンが低いためであり、 選択された期日は、単独で見たときに理解できる。しかし、最高利率の一方的な引き下げは、実質的には年 金制度開始時に100%の拠出保証付き年金保険の提供を禁止することになる。

これはまた、保険会社がリースター年金や職域退職給付の最低年金を提供することができなくなることを意 味する。これは、2022年以降、国民が公的年金の供給不足に陥ることを意味する。職業年金制度では、中 小企業の雇用主が主に利用している最低給付を伴う拠出コミットメントを認めることが難しくなる。

これは、2001 年に主要で熱心に議論された改革プロセスの一環として導入されたばかりのこの社会政治 的に重要な老齢給付の柱が、年末に議会での議論や立法府の関与なしに条例によって大きく影響を受ける ことを意味する。低所得者とその家族を含む、社会政治的に敏感な対象グループが、特に影響を受けるだろ う。私たちの意見では、これは政治的に意図されたものではない。

したがって、保険数理上の最高利率を 0.25%に調整するとともに、保証の法定最低要件を、リースター年 金の拠出金及び手当の最大80%に調整し、給付を最小限に抑えて拠出コミットメントを行う必要がある。

短期的に最低保証要件の引き下げが実施されない場合には、最高利率の引き下げを延期する必要がある と考える。そして、新たな連邦議会と新たな連邦政府が、リースター年金と、持続可能で一貫性のある全体的 なパッケージの中で、最低給付を伴う拠出コミットメントを包括的に改革する時が来るだろう。

2 | DAV(ドイツ・アクチュアリー会)

以前の保険年金フォーカスで報告したように、DAV(ドイツ・アクチュアリー会)は、2020 年 12 月 2 日にポ ジション・ペーパーを公表2して、最高予定利率の水準を 0.25%に引き下げることを推奨していた。

今回の BMF の決定は、これに沿ったものであることから、最高予定利率の引き下げ自体は歓迎している。 ただし、GDVと同様に、リースター年金等に対する保証給付の引き下げを強く主張している。

「リースター年金の強制的な改革及び企業年金制度におけるこれに相当する種類のコミットメントがなければ、 2022 年 1 月 1 日現在においても、低金利の状況が続いていることを考えると、これは将来の積立型年金の 給付を確保するための全体的なアプローチではない。

これは、最高利率の引き下げと同時に、年金及び最低拠出金(BZML)において法律で要求されている 拠出金の額を、たとえば支払われた拠出金の80%に引き下げることによっても達成されなければならない。

我々は、連邦政府に対し、 2022 年 1 月 1 日まで続く本議会の任期の終了前に、リースター及び BZML のために必要な法改正を導入することを求める。」

より、具体的には、以下のような内容となっている。



https://aktuar.de/politik-und-presse/pressemeldungen/Seiten/Pressemeldung.aspx?FilterField1=ID&FilterValue1=10 9

2021年3月31日 ケルン

保険監督法に基づく規則を改正する第5次規則の連邦財務省の報告書草案に関するドイツ・アクチュ アリー会の意見

DAV は、2022 年 1 月 1 日までに新規生命保険契約の最高利率を 0.25%に引き下げるとの連邦財務 省の決定を原則として歓迎する。これは、DAV が 2020 年 12 月 1 日に同省に勧告したことに沿った ものであるが、リースター年金の強制的な改革及び企業年金制度におけるこれに相当する種類のコミ ットメントがなければ、2022年1月1日現在においても、低金利の状況が続いていることを考える と、これは将来の積立型年金の給付を確保するための全体的なアプローチではない。

これは、最高利率の引き下げと同時に、年金及び最低拠出金(BZML)において法律で要求されてい る拠出金の額を、例えば支払われた拠出金の80%に引き下げることによっても達成されなければなら ない。

我々は、連邦政府に対し、 2022 年 1 月 1 日まで続く本議会の任期の終了前に、リースター及び BZMLのために必要な法改正を導入することを求める。

BaFin が利用可能な DAV の分析は、支払われた拠出金の全額を保証することの限界と問題を示し ている。

a) 回収不能な管理・助言コスト

これまで求められてきた 100%の保証の下では、健全性ルールに基づき、最新の観点から、慎重に 設定されたコストと慎重に選択された保証率に基づく拠出が必要である。しかし、0.25%の保証金利 では、これ以上慎重にコストを設定することはできない。特に、顧客への総合的なアドバイスを必要 とし、契約の変更や手当の払い戻しが頻繁に行われるリースター商品の場合、最終的な拠出金保証を 削減しない限り、総コストを説明することはできない。

b) 被保険者にとって魅力のないリターン

現在の低金利の状況では、100%の拠出金を持つ商品は、会社がマイナス金利の低リスクの投資に投 資しなければならないことや、保証付きのユニットリンク商品では、拠出金のごく一部しか潜在性の 高いファンドに投資できないことから、被保険者の意味での投資の範囲を狭めている。このため、利 益の観点からはリースター契約や BZML は魅力的ではない。さらに、ソルベンシーⅡのため、債券投 資は満期が長いため、超過保証は顧客をインフレの重大なリスクにさらす。

最終的な拠出金保証を、例えば払込拠出金の80%程度に削減することで、顧客のセキュリティニー ズを無視することなく、不動産、インフラプロジェクト、株式などのより魅力的な投資形態に必要な 範囲を創出できる。

最高利率が引き下げられる場合、リースター商品と BZML の退職給付引当金の枠組み条件が同時 に変更されなければ、DAV は、殆どの会社がこの理由で 2022 年からリースター年金と BZML から 撤退しなければならないと推定している。これは、リースター商品へのさらなる損害と、公有財産の 職業年金への損害につながる。

したがって、DAV は、連邦政府が議会の任期中に連立合意で合意されたリースター改革を実施する ことを明らかに望んでいないことを深く遺憾に思う。これは、低金利が続く状況に資金供給型年金の

枠組みを適応させ、民間年金の供給に対する顧客の信頼を高めるためのもう一つの貴重な時期である。 ただし、現時点では、リースターの包括的な改革がもはや不可能ならば、少なくとも 100%の寄与率 を撤回し、より低い比率に置き換えることを強く勧告する。

3 BdV(被保険者連盟)

45,000 人の会員を持つ民間保険分野の非営利消費者保護団体である BdV は、被保険者の観点から、 今回の最高予定利率の引き下げ自体に反対するとともに、リースター年金等の提供に伴う必要な見直し等を 提案している。

サマリー評価は、以下の通りとなっている。

2021年3月31日

保険監督法に基づく規則を改正する第5規則案に対する被保険者連盟の意見

サマリー評価

被保険者の観点からは、法案の目的を共有し、理解することができない。このため、我々BdV は、基本的 な理由から、原案で示されているような最高利率の引き下げには反対している。

- ・金融・財政・予算政策は役に立たない。
- ・競争政策の観点から問題がある。
- ・規制政策の観点から無意味である。 むしろ、最高利率が引き下げられると、被保険者にとってもう1つの一方的な不利益が見られる。
- 最高利率の引き下げは、殆どの資本形成率にマイナスの影響を与え、年金給付の大幅な減額につながる。 特に、多くの既存の契約、「リースター」と「リュルップ」年金は、保険数理上の利率が低いため、保険給付が 約 10% (!) 減少する。
- ・標準契約の手数料は、同じ保証付き年金給付で約30%(!)増加する。 提案された法案に直接関連して、これらの問題に対する行動がかなり必要となる。
- 1. 「リースター」及び「リュルップ」年金の法定年金は、老齢年金の観点からのニーズに沿ったものではない。 さらに、立法府が生命保険会社に退職給付段階で退職義務を伴う供給の独占を構築したため、競争に歪 曲的な影響を及ぼし、その結果、需要側の富の喪失と財政負担を招いている。
 - この退職義務は廃止されるべきだ。全ての退職貯蓄者が、個人的なニーズに応じて退職給付を自由に 退職することで選択できる(しない)ことで十分である。
- 2. 立法者はもっと寛大な手段を選び、利回りを低下させる保険契約のコストを減らすべきだ。第1のアプロー チは、手数料の適切な上限をタイムリーに導入することであり、算出された財務、流通、管理コストと将来の 利益分配の包括的な見直しを行うことである。
- 3. これらの措置は、消費者団体による成果重視型の参加と、その管理と制裁のオプションに関する連邦金融 監督局 (BaFin) の強化が伴うべきである。

4 | 保険会社の対応等

GDV の公表資料によれば、保険会社の対応等は以下の通りとなっている。

最高予定利率の引き下げは、厳格な保険料保証のない商品にはあまり関係がない。殆どの顧客は、柔軟 な保証を提供し、したがってより高い潜在的利益を提供する現代の生命保険契約を既に選択している。

この戦略は、リースター商品以外でもすでに有効になっている。 例えば、Allianz は、新生命保険と年金保 険に対して90%以下の保証レベルしか提供していない。他の保険会社も同様に行動している。

なお、格付機関のAssekurataの報告3によると、2021年初頭の市場分析で、47の生命保険会社のうち、 可能な最高予定利率で民間年金保険契約を提供したのは 16 社のみであった。他の会社は既に 0.5%又は 0.25%しか約束していないか、まったく約束していない。なお、1年前には、24の会社が0.9%の保証が付い た商品を提供していた、と述べている。

このように、保険会社は既に一定の対応を行ってきている。

5-まとめ

以上、BMF(連邦財務省)が、2022 年 1 月 1 日から保険や年金に対する最高予定利率を 0.9%から 0.25%に引き下げることを決定したことに関して、BMF の決定内容、及びこれを受けての関係団体の反応等、 ドイツの責任準備金評価用の最高予定利率を巡る最近の動きについて、報告してきた。

保険業界団体は、今回の引き下げ自体については、特段の反対はしていないが、今回の引き下げに伴っ て、リースター年金等が関係する保証水準の引き下げ等の必要性を要望している。一方で、被保険者団体は 引き下げ自体に反対するとともに、リースター年金等の提供に伴う必要な見直し等を提案している。

今回の最高予定利率の引き下げ自体は、想定されていたことであるが、一方でこれによる影響は小さいも のではない。個人保険においては、既に各社が各種の対応を行ってきたところであるが、リースター年金等 については所要の対応が図られない場合には、その存在意義や存続自体が問題視されることになるほど大 きな影響を与えるものと想定されている。

その意味で、関係団体の意見等を踏まえて、今後 BMF がどのような対応を行っていくのかが注目されて いくことになる。こうしたリースター年金等を巡る動向については、別途のレポートで報告することにする。

いずれにしても、ドイツの保険・年金商品に対する責任準備金制度等を巡る動向には眼を離せないことか ら、引き続き注視していくこととしたい。

以上

https://www.assekurata.de/fileadmin/mediendatenbank/Dokumente/Presse/Pressemitteilungen/2021/%C3%9CB/Asse kurata PM 09 02 2021 %C3%9CBG Studie 2021.pdf

